

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭生活を両立させ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにする。特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時及び育児における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

2020年7月1日 ～ 2022年6月30日までの2年間

2.内容

■次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法

目標1：年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>2020年7月～

- ・年次有給休暇取得の目標を社員に周知するとともに、取得しやすい職場作りを行う。
- ・管理職に対して有給休暇の計画的な取得を促進する。

■次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法

目標2：所定外労働を削減し、月間平均8時間未満とする。

<対策>2020年7月～

- ・所定外労働の状況について毎月実態を把握し、管理者へ周知し業務改善を行う。
- ・所属別、職種別の所定外労働を分析し、管理者への指導を行う。

■次世代育成支援対策推進法

目標3：計画期間内に、育児休業について次の水準以上にする

男性社員・・・育児休業の取得率を15%以上

女性社員・・・出産した子の、1歳誕生日時の在職率を90%以上

<対策>2020年7月～

- ・社内広報ツールを用い定期的な育児支援の諸制度の周知、啓発を行い、育児休業を取得しやすい職場作りを行う。
- ・育児休業を取得している社員に対して、休業期間中、復職時、復後と働き方や環境整備について支援を行う。

■女性活躍推進法

目標4：リーダー職に占める女性労働者の割合を45%以上にする

<対策>2020年9月～

- ・管理職の手前の従業員に対し、マネジメント能力等の付与のための研修を行う。